

新旧対照条文目次

一	環境事業団法（昭和四十年法律第九十五号）	1
二	公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第百十一号）	2
三	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）	33
四	公害防止事業費事業者負担法（昭和四十五年法律第百三十三号）	35
五	公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第七十号）	37
六	地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）	38
七	地方財政再建促進特別措置法（昭和三十年法律第百九十五号）	39
八	所得税法（昭和四十年法律第三十三号）	40
九	法人税法（昭和四十年法律第三十四号）	42
十	印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）	44
十一	登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）	45
十二	消費税法（昭和六十三年法律第百八号）	46
十三	独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号）	48

独立行政法人環境再生保全機構法案新旧対照条文
 一 環境事業団法（昭和四十年法律第九十五号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（債務保証） 第二十八条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）<u>第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、第十八条第一項第一号から第六号までの業務及びこれに附帯する業務に要する費用に充てるための事業団の長期借入金に係る債務（国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第五十一号）</u>第二条第一項の規定に基づき政府が保証契約をすることができる債務を除く。）<u>について保証することができる。</u></p>	<p>（債務保証） 第二十八条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）<u>第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、第十八条第一項第六号の業務及びこれに附帯する業務に要する費用に充てるための事業団の長期借入金に係る債務（国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第五十一号）</u>第二条第一項の規定に基づき政府が保証契約をすることができる債務を除く。）<u>について保証することができる。</u></p>

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 補償給付</p> <p>第一節 通則（第三条 第十八条）</p> <p>第二節 療養の給付及び療養費（第十九条 第二十四条）</p> <p>第三節 障害補償費（第二十五条 第二十八条）</p> <p>第四節 遺族補償費及び遺族補償一時金（第二十九条 第三十八条）</p> <p>第五節 児童補償手当、療養手当及び葬祭料（第三十九条 第四十一条）</p> <p>第六節 補償給付の制限等（第四十二条・第四十三条）</p> <p>第七節 公害健康被害認定審査会（第四十四条・第四十五条）</p> <p>第三章 公害保健福祉事業（第四十六条）</p> <p>第四章 費用</p> <p>第一節 費用の支弁及び財源（第四十七条 第五十一条）</p> <p>第二節 汚染負荷量賦課金（第五十二条 第六十一条）</p> <p>第三節 特定賦課金（第六十二条 第六十七条）</p> <p>第四節 補則（第六十七条の二）</p> <p>第五章 公害健康被害予防事業（第六十八条 第一百五十五条）</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 補償給付</p> <p>第一節 通則（第三条 第十八条）</p> <p>第二節 療養の給付及び療養費（第十九条 第二十四条）</p> <p>第三節 障害補償費（第二十五条 第二十八条）</p> <p>第四節 遺族補償費及び遺族補償一時金（第二十九条 第三十八条）</p> <p>第五節 児童補償手当、療養手当及び葬祭料（第三十九条 第四十一条）</p> <p>第六節 補償給付の制限等（第四十二条・第四十三条）</p> <p>第七節 公害健康被害認定審査会（第四十四条・第四十五条）</p> <p>第三章 公害保健福祉事業（第四十六条）</p> <p>第四章 費用</p> <p>第一節 費用の支弁及び財源（第四十七条 第五十一条）</p> <p>第二節 汚染負荷量賦課金（第五十二条 第六十一条）</p> <p>第三節 特定賦課金（第六十二条 第六十七条）</p> <p>第四節 補則（第六十七条の二）</p> <p>第五章 公害健康被害補償予防協会</p> <p>第一節 総則（第六十八条 第七十三条）</p> <p>第二節 役員及び職員（第七十四条 第八十四条）</p> <p>第三節 評議員会（第八十五条 第八十七条）</p> <p>第四節 業務（第八十八条 第九十一条）</p> <p>第五節 財務及び会計（第九十二条 第一百条）</p> <p>第六節 監督（第一百一条・第一百二条）</p> <p>第七節 補則（第一百三十三条 第一百五十五条）</p>

第六章 不服申立て

第一節 認定又は補償給付の支給に関する処分に対する不服申立て（第六六条 第六八条）

第二節 賦課徴収に関する処分等に対する審査請求（第九九条・第一百十条）

第三節 公害健康被害補償不服審査会

第一款 設置及び組織（第一百一一条 第一百二十五条）

第二款 審査請求の手続（第二百二十六条 第二百三十五条）

第七章 雑則（第三三六条 第四四四条）

第八章 罰則（第四四五条 第五十条）

附則

第二章 補償給付

第一節 通則

（補償給付の免責等）

第十三条 （略）

2 前項の規定により都道府県知事がその支給の義務を免れることとなつた補償給付が第四条第一項の認定に係るものであるときは、独立行政法人環境再生保全機構（以下「機構」という。）は、政令で定めるところにより、当該補償給付の支給の原因となつた行為に基づく損害を填補した第五十二条第一項に規定するばい煙発生施設等設置者の請求に基づき、その者に対し、その免れることとなつた補償給付の価額に相当する金額の全部又は一部を支払うことができる。

第四章 費用

第六章 不服申立て

第一節 認定又は補償給付の支給に関する処分に対する不服申立て（第六六条 第六八条）

第二節 賦課徴収に関する処分等に対する審査請求（第九九条・第一百十条）

第三節 公害健康被害補償不服審査会

第一款 設置及び組織（第一百一一条 第一百二十五条）

第二款 審査請求の手続（第二百二十六条 第二百三十五条）

第七章 雑則（第三三六条 第四四四条）

第八章 罰則（第四四五条 第五十条）

附則

第二章 補償給付

第一節 通則

（補償給付の免責等）

第十三条 （略）

2 前項の規定により都道府県知事がその支給の義務を免れることとなつた補償給付が第四条第一項の認定に係るものであるときは、公害健康被害補償予防協会（以下「協会」という。）は、政令で定めるところにより、当該補償給付の支給の原因となつた行為に基づく損害を填補した第五十二条第一項に規定するばい煙発生施設等設置者の請求に基づき、その者に対し、その免れることとなつた補償給付の価額に相当する金額の全部又は一部を支払うことができる。

第四章 費用

第一節 費用の支弁及び財源

(納付金)

第四十八条 前条の規定により都道府県又は第四条第三項の政令で定める市が支弁する前条第一号に掲げる費用は、政令で定めるところにより、機構が当該都道府県又は第四条第三項の政令で定める市に対して納付する納付金をもつて充てる。

2 都道府県知事又は第四条第三項の政令で定める市の長が第四十六条の規定に基づいて行なう公害保健福祉事業に要する費用のうちその四分の三に相当する額については、政令で定めるところにより、機構が当該都道府県又は第四条第三項の政令で定める市に対して納付する納付金をもつて充てる。

(納付金の財源)

第四十九条 前条の規定による納付金のうち、第四条第一項の認定に係る被認定者及び認定死亡者に関する補償給付の支給に要する費用に充てるためのものの全部並びに第一種地域に係る指定疾病による被害に関して行なう公害保健福祉事業に要する費用に充てるためのものの三分の二については、第五十二条第一項の規定により機構が徴収する汚染負荷量賦課金のほか、別に法律で定めるところにより徴収される金員をもつて充て、第一種地域に係る指定疾病による被害に関して行なう公害保健福祉事業に要する費用に充てるためのものの三分の一については、第五十一条の規定に基づく政府の補助金をもつて充てる。

2 前条の規定による納付金のうち、第四条第二項の認定に係る被認定者及び認定死亡者に関する補償給付の支給に要する費用に充てるためのものの全部並びに第二種地域に係る指定疾病による被害に関して行なう公害保健福祉事業に要する費用に充てるためのものの三分の二については、第六十二条第一項の規定により機構が徴収する特定賦課金をもつて充て、第二種地域に係る指定疾病による被害に

第一節 費用の支弁及び財源

(納付金)

第四十八条 前条の規定により都道府県又は第四条第三項の政令で定める市が支弁する前条第一号に掲げる費用は、政令で定めるところにより、協会が当該都道府県又は第四条第三項の政令で定める市に対して納付する納付金をもつて充てる。

2 都道府県知事又は第四条第三項の政令で定める市の長が第四十六条の規定に基づいて行なう公害保健福祉事業に要する費用のうちその四分の三に相当する額については、政令で定めるところにより、協会が当該都道府県又は第四条第三項の政令で定める市に対して納付する納付金をもつて充てる。

(納付金の財源)

第四十九条 前条の規定による納付金のうち、第四条第一項の認定に係る被認定者及び認定死亡者に関する補償給付の支給に要する費用に充てるためのものの全部並びに第一種地域に係る指定疾病による被害に関して行なう公害保健福祉事業に要する費用に充てるためのものの三分の二については、第五十二条第一項の規定により協会が徴収する汚染負荷量賦課金のほか、別に法律で定めるところにより徴収される金員をもつて充て、第一種地域に係る指定疾病による被害に関して行なう公害保健福祉事業に要する費用に充てるためのものの三分の一については、第五十一条の規定に基づく政府の補助金をもつて充てる。

2 前条の規定による納付金のうち、第四条第二項の認定に係る被認定者及び認定死亡者に関する補償給付の支給に要する費用に充てるためのものの全部並びに第二種地域に係る指定疾病による被害に関して行なう公害保健福祉事業に要する費用に充てるためのものの三分の二については、第六十二条第一項の規定により協会が徴収する特定賦課金をもつて充て、第二種地域に係る指定疾病による被害に

關して行なう公害保健福祉事業に要する費用に充てるためのものの三分の一については、第五十一条の規定に基づく政府の補助金をもつて充てる。

3 (略)

(補助金)

第五十一条 政府は、機構に対し、第四十八条第二項の規定による納付金の三分の一に相当する金額を補助するものとする。

第二節 汚染負荷量賦課金

(汚染負荷量賦課金の徴収及び納付義務)

第五十二条 機構は、第四十八条の規定による納付金のうち、第四条第一項の認定に係る被認定者及び認定死亡者に関する補償給付の支給に要する費用並びに第一種地域に係る指定疾病による被害に關して行う公害保健福祉事業に要する費用に充てるためのもの、第十三条第二項の規定による支払に要する費用並びに機構が行う事務の処理に要する費用(以下「補償給付支給費用等」という。)の一部に充てるため、大気汚染防止法(昭和四十三年法律第九十七号)第二条第二項に規定するばい煙発生施設が設置される工場又は事業場を設置し、又は設置していた事業者で、次に掲げるもの(以下「ばい煙発生施設等設置者」という。)から、毎年度、汚染負荷量賦課金を徴収する。

一・二 (略)

2・3 (略)

(汚染負荷量賦課金の納付等)

第五十五条 ばい煙発生施設等設置者は、各年度ごとに、汚染負荷量賦課金を、環境省令で定める事項を記載した申告書に添えて、その年度の初日から四十五日以内に機構に納付しなければならない。

關して行なう公害保健福祉事業に要する費用に充てるためのものの三分の一については、第五十一条の規定に基づく政府の補助金をもつて充てる。

3 (略)

(補助金)

第五十一条 政府は、協会に対し、第四十八条第二項の規定による納付金の三分の一に相当する金額を補助するものとする。

第二節 汚染負荷量賦課金

(汚染負荷量賦課金の徴収及び納付義務)

第五十二条 協会は、第四十八条の規定による納付金のうち、第四条第一項の認定に係る被認定者及び認定死亡者に関する補償給付の支給に要する費用並びに第一種地域に係る指定疾病による被害に關して行う公害保健福祉事業に要する費用に充てるためのもの、第十三条第二項の規定による支払に要する費用並びに協会が行う事務の処理に要する費用(以下「補償給付支給費用等」という。)の一部に充てるため、大気汚染防止法(昭和四十三年法律第九十七号)第二条第二項に規定するばい煙発生施設が設置される工場又は事業場を設置し、又は設置していた事業者で、次に掲げるもの(以下「ばい煙発生施設等設置者」という。)から、毎年度、汚染負荷量賦課金を徴収する。

一・二 (略)

2・3 (略)

(汚染負荷量賦課金の納付等)

第五十五条 ばい煙発生施設等設置者は、各年度ごとに、汚染負荷量賦課金を、環境省令で定める事項を記載した申告書に添えて、その年度の初日から四十五日以内に協会に納付しなければならない。

2 (略)

3 機構は、ばい煙発生施設等設置者が第一項に規定する期間内に同項の申告書を提出しないとき、又は同項の申告書に環境省令で定める事項の記載の誤りがあると認めるときは、汚染負荷量賦課金の額を決定し、これをばい煙発生施設等設置者に通知する。

4 前項の規定による通知を受けたばい煙発生施設等設置者は、汚染負荷量賦課金を納付していないときは同項の規定により機構が決定した汚染負荷量賦課金の全額を、納付した汚染負荷量賦課金の額が同項の規定により機構が決定した汚染負荷量賦課金の額に足りないときはその不足額を、その通知を受けた日から十五日以内に機構に納付しなければならない。

5 ばい煙発生施設等設置者が納付した汚染負荷量賦課金の額が、第三項の規定により機構が決定した汚染負荷量賦課金の額をこえる場合には、機構は、そのこえる額について、未納の汚染負荷量賦課金その他この節の規定による徴収金があるときはこれに充当し、なお残余があれば還付し、未納の徴収金がないときはこれを還付しなければならない。

(汚染負荷量賦課金の延納)

第五十六条 機構は、ばい煙発生施設等設置者の申請に基づき、その者の納付すべき汚染負荷量賦課金を延納させることができる。

(督促及び滞納処分)

第五十七条 汚染負荷量賦課金その他この節の規定による徴収金を納付しない者があるときは、機構は、期限を指定して督促しなければならない。

2 前項の規定により督促するときは、機構は、納付義務者に対して督促状を発する。

3 (略)

4 機構は、第一項の規定による督促を受けた者がその指定の期限ま

2 (略)

3 協会は、ばい煙発生施設等設置者が第一項に規定する期間内に同項の申告書を提出しないとき、又は同項の申告書に環境省令で定める事項の記載の誤りがあると認めるときは、汚染負荷量賦課金の額を決定し、これをばい煙発生施設等設置者に通知する。

4 前項の規定による通知を受けたばい煙発生施設等設置者は、汚染負荷量賦課金を納付していないときは同項の規定により協会が決定した汚染負荷量賦課金の全額を、納付した汚染負荷量賦課金の額が同項の規定により協会が決定した汚染負荷量賦課金の額に足りないときはその不足額を、その通知を受けた日から十五日以内に協会に納付しなければならない。

5 ばい煙発生施設等設置者が納付した汚染負荷量賦課金の額が、第三項の規定により協会が決定した汚染負荷量賦課金の額をこえる場合には、協会は、そのこえる額について、未納の汚染負荷量賦課金その他この節の規定による徴収金があるときはこれに充当し、なお残余があれば還付し、未納の徴収金がないときはこれを還付しなければならない。

(汚染負荷量賦課金の延納)

第五十六条 協会は、ばい煙発生施設等設置者の申請に基づき、その者の納付すべき汚染負荷量賦課金を延納させることができる。

(督促及び滞納処分)

第五十七条 汚染負荷量賦課金その他この節の規定による徴収金を納付しない者があるときは、協会は、期限を指定して督促しなければならない。

2 前項の規定により督促するときは、協会は、納付義務者に対して督促状を発する。

3 (略)

4 協会は、第一項の規定による督促を受けた者がその指定の期限ま

でに汚染負荷量賦課金その他この節の規定による徴収金を完納しないときは、納付義務者の住所地又はその財産の所在地の市町村（特別区を含む。以下この条において同じ。）に対して、その徴収を請求することができる。

5 市町村は、前項の規定による徴収の請求を受けたときは、地方税の滞納処分 exemplar により、滞納処分をすることができる。この場合において、機構は、徴収金額の百分の四に相当する金額を当該市町村に交付しなければならない。

6 市町村が第四項の規定による徴収の請求を受けた日から三十日以内に滞納処分に着手せず、又は九十日以内にこれを結了しないときは、機構は、環境大臣の認可を受けて、国税滞納処分の例により、滞納処分をすることができる。

（延滞金）

第五十八条 前条第一項の規定により汚染負荷量賦課金の納付を督促したときは、機構は、その督促に係る汚染負荷量賦課金の額につき年十四・五パーセントの割合で、納付期限の翌日からその完納又は財産差押えの日の前日までの日数により計算した延滞金を徴収する。ただし、督促に係る汚染負荷量賦課金の額が千円未満であるときは、この限りでない。

2～5 （略）

第五十九条 （略）

第六十条 （略）

（資料の提出）

第六十条の二 機構は、汚染負荷量賦課金の徴収に関し必要があると認めるときは、ばい煙発生施設等設置者に対し、文書その他の物件の提出を求めることができる。

でに汚染負荷量賦課金その他この節の規定による徴収金を完納しないときは、納付義務者の住所地又はその財産の所在地の市町村（特別区を含む。以下この条において同じ。）に対して、その徴収を請求することができる。

5 市町村は、前項の規定による徴収の請求を受けたときは、地方税の滞納処分の例により、滞納処分をすることができる。この場合において、協会は、徴収金額の百分の四に相当する金額を当該市町村に交付しなければならない。

6 市町村が第四項の規定による徴収の請求を受けた日から三十日以内に滞納処分に着手せず、又は九十日以内にこれを結了しないときは、協会は、環境大臣の認可を受けて、国税滞納処分の例により、滞納処分をすることができる。

（延滞金）

第五十八条 前条第一項の規定により汚染負荷量賦課金の納付を督促したときは、協会は、その督促に係る汚染負荷量賦課金の額につき年十四・五パーセントの割合で、納付期限の翌日からその完納又は財産差押えの日の前日までの日数により計算した延滞金を徴収する。ただし、督促に係る汚染負荷量賦課金の額が千円未満であるときは、この限りでない。

2～5 （略）

第五十九条 （略）

第六十条 （略）

第三節 特定賦課金

(特定賦課金の徴収及び納付義務)

第六十二条 機構は、第四十八条の規定による納付金のうち、第四条第二項の認定に係る被認定者及び認定死亡者に関する補償給付の支給に要する費用並びに第二種地域に係る指定疾病による被害に關して行なう公害保健福祉事業に要する費用に充てるためのもの並びに機構が行なう事務の処理に要する費用の一部に充てるため、第二種地域に係る指定疾病に影響を与える大気汚染又は水質汚濁の原因である物質を排出した大気汚染防止法第二条第二項に規定するばい煙発生施設、同法第十七条第一項に規定する特定施設又は水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第三十八号)第二条第二項に規定する特定施設の設置者(過去の設置者を含む。以下「特定施設等設置者」という。)から、毎年度、特定賦課金を徴収する。

2 (略)

(特定賦課金の額の決定、通知等)

第六十四条 機構は、前条第一項の政令で定める特定賦課金の算定方法に従い、各特定施設等設置者が納付すべき特定賦課金の額を決定し、当該各特定施設等設置者に対し、その者が納付すべき特定賦課金の額及び納付すべき期限その他必要な事項を通知しなければならない。

2 前項の規定により特定賦課金の額が定められた後、特定賦課金の額を変更する必要があるときは、機構は、当該各特定施設等設置者が納付すべき特定賦課金の額を変更し、当該各特定施設等設置者に対し、変更後の特定賦課金の額を通知しなければならない。

3 機構は、特定施設等設置者が納付した特定賦課金の額が、前項の規定による変更後の特定賦課金の額に満たない場合には、その不足する額について、同項の規定による通知とともに納付すべき期限そ

第三節 特定賦課金

(特定賦課金の徴収及び納付義務)

第六十二条 協会は、第四十八条の規定による納付金のうち、第四条第二項の認定に係る被認定者及び認定死亡者に関する補償給付の支給に要する費用並びに第二種地域に係る指定疾病による被害に關して行なう公害保健福祉事業に要する費用に充てるためのもの並びに協会が行なう事務の処理に要する費用の一部に充てるため、第二種地域に係る指定疾病に影響を与える大気汚染又は水質汚濁の原因である物質を排出した大気汚染防止法第二条第二項に規定するばい煙発生施設、同法第十七条第一項に規定する特定施設又は水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第三十八号)第二条第二項に規定する特定施設の設置者(過去の設置者を含む。以下「特定施設等設置者」という。)から、毎年度、特定賦課金を徴収する。

2 (略)

(特定賦課金の額の決定、通知等)

第六十四条 協会は、前条第一項の政令で定める特定賦課金の算定方法に従い、各特定施設等設置者が納付すべき特定賦課金の額を決定し、当該各特定施設等設置者に対し、その者が納付すべき特定賦課金の額及び納付すべき期限その他必要な事項を通知しなければならない。

2 前項の規定により特定賦課金の額が定められた後、特定賦課金の額を変更する必要があるときは、協会は、当該各特定施設等設置者が納付すべき特定賦課金の額を変更し、当該各特定施設等設置者に対し、変更後の特定賦課金の額を通知しなければならない。

3 協会は、特定施設等設置者が納付した特定賦課金の額が、前項の規定による変更後の特定賦課金の額に満たない場合には、その不足する額について、同項の規定による通知とともに納付すべき期限そ

の他必要な事項を通知し、同項の規定による変更後の特定賦課金の額をこえる場合には、そのこえる額について、未納の特定賦課金その他この節の規定による徴収金があるときはこれに充当し、なお残余があれば還付し、未納の徴収金がないときはこれを還付しなければならない。

(共同納付の場合の特例)

第六十五条 機構は、特定施設等設置者の全部又は一部から当該各特定施設等設置者が納付すべき特定賦課金について納付の方法を明らかにして共同で納付する旨の申出があり、これを承認したときは、前条第一項の規定にかかわらず、当該各特定施設等設置者に係る特定賦課金の額を定めぬものとする。

2 前項の規定による承認を受けた特定施設等設置者が当該第二種地域に係る特定賦課金を納付すべき特定施設等設置者の一部であるときは、機構は、特定賦課金の額の決定に準じて、それらの特定施設等設置者が共同で納付すべき特定賦課金の額を定めなければならない。

3・4 (略)

(準用)

第六十六条 第五十六条から第六十条までの規定は、特定賦課金について準用する。

第五章 公害健康被害予防事業

第六十八条 機構は、大気汚染の影響による健康被害を予防するため、次の業務を行う。

の他必要な事項を通知し、同項の規定による変更後の特定賦課金の額をこえる場合には、そのこえる額について、未納の特定賦課金その他この節の規定による徴収金があるときはこれに充当し、なお残余があれば還付し、未納の徴収金がないときはこれを還付しなければならない。

(共同納付の場合の特例)

第六十五条 協会は、特定施設等設置者の全部又は一部から当該各特定施設等設置者が納付すべき特定賦課金について納付の方法を明らかにして共同で納付する旨の申出があり、これを承認したときは、前条第一項の規定にかかわらず、当該各特定施設等設置者に係る特定賦課金の額を定めぬものとする。

2 前項の規定による承認を受けた特定施設等設置者が当該第二種地域に係る特定賦課金を納付すべき特定施設等設置者の一部であるときは、協会は、特定賦課金の額の決定に準じて、それらの特定施設等設置者が共同で納付すべき特定賦課金の額を定めなければならない。

3・4 (略)

(準用)

第六十六条 第五十六条から第六十条までの規定は、特定賦課金について準用する。

第五章 公害健康被害補償予防協会

第一節 総則

(目的)

第六十八条 協会は、ばい煙発生施設等設置者からの汚染負荷量賦課金の徴収及び特定施設等設置者からの特定賦課金の徴収、第十三条

一 大気汚染の影響による健康被害の予防に関する調査研究、知識の普及及び研修を行うこと。

二 大気汚染の影響による健康被害の予防に関する計画の作成、健康相談、健康診査、機能訓練又は施設若しくは機械器具の整備を行う地方公共団体（施設又は機械器具の整備を行う者に対して助成を行う地方公共団体を含む。）に対する助成金を交付すること。

三 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

第六十九条から第一百五十五条まで 削除

第二項の規定による支払、第四十八条の規定による納付金の納付並びに大気汚染の影響による健康被害を予防するために必要な事業及びこれを行う地方公共団体等に対する助成金の交付に関する業務を行うことを目的とする。

（法人格）

第六十九条 協会は、法人とする。

（事務所）

第七十条 協会は、主たる事務所を神奈川県に置く。

2 協会は、環境大臣の認可を受けて、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

（資本金）

第七十条の二 協会の資本金は、一億八千万円とし、政府がその全額を出資する。

2 政府は、第九十八条の二第一項の基金に充てるため必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、協会に追加して出資することができる。

3 協会は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

（登記）

第七十一条 協会は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(名称の使用制限)

第七十二条 協会でない者は、公害健康被害補償予防協会という名称を用いてはならない。

(民法の準用)

第七十三条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条及び第五十条の規定は、協会について準用する。

第二節 役員及び職員

(役員)

第七十四条 協会に、役員として、会長一人、理事三人以内及び監事一人を置く。

(役員の職務及び権限)

第七十五条 会長は、協会を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、会長の定めるところにより、協会を代表し、会長を補佐して協会の業務を掌理し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行なう。

3 監事は、協会の業務を監査する。

4 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、会長又は環境大臣に意見を提出することができる。

(役員の内命)

第七十六条 会長及び監事は、環境大臣が任命する。

2 理事は、環境大臣の認可を受けて、会長が任命する。

(役員の内命)

第七十七条 会長の任期は、四年とし、理事及び監事の任期は、二年

とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。
2 役員は、再任されることができる。

(役員の欠格条項)

第七十八条 政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）は、役員となることができない。

(役員の解任)

第七十九条 環境大臣又は会長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定により役員となることができない者に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 環境大臣又は会長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
二 職務上の義務違反があるとき。

3 会長は、前項の規定により理事を解任しようとするときは、環境大臣の認可を受けなければならない。

(役員の新職禁止)

第八十条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、環境大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(代表権の制限)

第八十一条 協会と会長又は第七十五条第二項の規定により協会を代表する理事との利益が相反する事項については、会長及び理事は、代表権を有しない。この場合においては、監事が協会を代表する。

(代理人の選任)

第八十二条 会長は、理事又は協会の職員のうちから、協会の従たる事務所の業務の一部に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(職員の任命)

第八十三条 協会の職員は、会長が任命する。

(役員及び職員の公務員たる性質)

第八十四条 協会の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三節 評議員会

(評議員会)

第八十五条 協会に、評議員会を置く。

2 評議員会は、会長の諮問に応じ、協会の業務の運営に関する重要事項を調査審議する。

3 評議員会は、前項の事項に関し、会長に意見を述べることができる。

4 評議員会は、評議員二十人以内で組織する。

(評議員)

第八十六条 評議員は、ばい煙発生施設等設置者若しくは特定施設等設置者の加入している団体又はその連合団体の役員及び協会の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから、環境大臣が任命する。

2 評議員の任期は、二年とする。

3 第七十七条第一項ただし書及び第二項並びに第七十九条第二項の規定は、評議員について準用する。

(環境省令への委任)

第八十七条 前二条に定めるもののほか、評議員会の組織及び運営に
関し必要な事項は、環境省令で定める。

第四節 業務

(業務の範囲)

第八十八条 協会は、第六十八条の目的を達成するため、次の業務を
行う。

- 一 ばい煙発生施設等設置者及び特定施設等設置者からの汚染負
荷量賦課金及び特定賦課金の徴収
- 二 第十三条第二項の規定による支払
- 三 第四十八条の規定による納付金の納付
- 四 大気の汚染の影響による健康被害の予防に関する調査研究、知
識の普及及び研修
- 五 大気の汚染の影響による健康被害の予防に関する計画の作成、
健康相談、健康診査、機能訓練若しくは施設若しくは機械器具の
整備を行う地方公共団体（施設又は機械器具の整備を行う者に対
して助成を行う地方公共団体を含む。）又は環境事業団に対する
助成金の交付
- 六 前各号に掲げる業務に附帯する業務

(業務の委託)

第八十九条 協会は、環境大臣の認可を受けて、前条第一号に掲げる
業務（汚染負荷量賦課金及び特定賦課金の決定及び滞納処分を除く
。）の一部を、ばい煙発生施設等設置者又は特定施設等設置者の加
入している団体で政令で定めるものに委託することができる。

2 前項の認可があつた場合においては、同項の政令で定める団体は
、他の法律の規定にかかわらず、同項の規定による委託を受けて、

当該業務を行なうことができる。

(業務方法書)

第九十条 協会は、業務開始の際、業務方法書を作成し、環境大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、環境省令で定める。

(資料の提出命令)

第九十一条 協会は、第八十八条第一号に掲げる業務に関し必要があるとき、ばい煙発生施設等設置者又は特定施設等設置者に対し、文書その他の物件の提出を求めることができる。

第五節 財務及び会計

(事業年度)

第九十二条 協会の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(予算等の認可)

第九十三条 協会は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、環境大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(財務諸表等)

第九十四条 協会は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下この条において「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に環境大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 協会は、前項の規定により財務諸表を環境大臣に提出するときは

、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書並びに事業報告書、財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添附しなければならない。

3 協会は、第一項の規定による環境大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、貸借対照表及び損益計算書又はこれらの要旨を官報に公告し、かつ、財務諸表及び附属明細書並びに前項の事業報告書、決算報告書及び監事の意見書を、各事務所に備えて置き、環境省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

(利益及び損失の処理)

第九十五条 協会は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 協会は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(借入金)

第九十六条 協会は、環境大臣の認可を受けて、長期借入金又は短期借入金をすることができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、環境大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

(補助金)

第九十七条 政府は、予算の範囲内において、協会に対し、その事務の処理に要する費用を補助することができる。

(余裕金の運用)

第九十八条 協会は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

- 一 国債その他環境大臣の指定する有価証券の保有
- 二 銀行その他環境大臣の指定する金融機関への預金又は郵便貯金
- 三 信託会社又は信託業務を営む銀行への金銭信託

(基金)

第九十八条の二 協会は、第八十八条第四号及び第五号に掲げる業務(これらに附帯する業務を含む。)に必要な経費の財源をその運用によつて得るための基金を設け、大気の汚染の原因となる物質を排出する施設を設置する事業者その他大気の汚染に関連のある事業活動を行う者から拠出される拠出金と第七十条の二第一項の規定により出資された金額及び同条第二項の規定により基金に充てるべきものとして出資された金額の合計額に相当する金額をもつてこれに充てるものとする。

2 協会は、基金に係る経理については、その他の経理と区分して整理しなければならない。

3 前条の規定は、基金の運用について準用する。この場合において、同条第三号中「金銭信託」とあるのは、「金銭信託で運用方法を特定しないもの」と読み替えるものとする。

(給与及び退職手当の基準)

第九十九条 協会は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、環境大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(環境省令への委任)

第一百条 この法律に定めるもののほか、協会の財務及び会計に関し必

要な事項は、環境省令で定める。

第六節 監督

(監督)

第百一条 協会は、環境大臣が監督する。

2 環境大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、協会に対し、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(報告の徴収等)

第百二条 環境大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、協会若しくは第八十九条第一項の規定による委託を受けた者(以下「受託者」という。)に対し、その業務に関し報告を求め、又はその職員に、協会若しくは受託者の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。ただし、受託者に対しては、当該受託業務の範囲内に限る。

2 前項の規定により検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第七節 補則

(解散)

第百三条 協会の解散については、次項に規定するもののほか、別に法律で定める。

2 協会は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、その財産は、国庫に帰属する。

(財務大臣等との協議)

第百四条 環境大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

- 一 第八十九条第一項、第九十条第一項、第九十三条又は第九十六条第一項若しくは第二項ただし書の認可をしようとするとき。
 - 二 第九十条第二項又は第百条の環境省令を定めようとするとき。
 - 三 第九十四条第一項又は第九十九条の承認をしようとするとき。
 - 四 第九十八条第一号又は第二号(第九十八条の二第三項において準用する場合を含む。)の規定による指定をしようとするとき。
- 2 環境大臣は、第九十条第一項の認可をしようとするときは、関係行政機関の長(財務大臣を除く。)に協議しなければならない。

(他の法令の準用)

第百五条 不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)及び政令で定めるその他の法令については、政令で定めるところにより、協会を国の行政機関とみなして、これらの法令を準用する。

第六章 不服申立て

第二節 賦課徴収に関する処分等に対する審査請求

(審査請求)

第百九条 この法律に基づいてした協会の処分に不服がある者は、環境大臣に対し、行政不服審査法による審査請求をすることができる。

(不服申立てと訴訟との関係)

第百十条 この法律に基づいて協会がした処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する環境大臣の裁決を経た後でなければ、提起することができない。

第六章 不服申立て

第二節 賦課徴収に関する処分等に対する審査請求

(審査請求)

第百九条 この法律に基づいてした機構の処分に不服がある者は、環境大臣に対し、行政不服審査法による審査請求をすることができる。

(不服申立てと訴訟との関係)

第百十条 この法律に基づいて機構がした処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する環境大臣の裁決を経た後でなければ、提起することができない。

第七章 雑則

(公害医療機関に対する報告の徴収等)
第百三十九条 (略)

2 前項の規定により検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

4 (略)

(診療を行なつた者等に対する報告の徴収等)

第百四十条 (略)

2 前条第二項の規定は前項の規定による質問について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について準用する。

(ばい煙発生施設等設置者等に対する報告の徴収等)

第百四十一条 (略)

2 第百三十九条第二項の規定は前項の規定による検査について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について準用する。

(事務の区分)

第百四十三条の二 第四条第一項、第二項、第四項及び第六項、第五条第一項、第七条第二項(第八条第三項及び第八条の二第三項において準用する場合を含む。)、第八条第二項、第八条の二第二項、第九条、第十一条第二項、第十五条第一項、第十九条第一項、第二十条、第二十一条第二項、第二十四条第一項及び第二項、第二十五条第一項、第二十八条第一項から第四項まで及び第七項(第三十九条第三項において準用する場合を含む。、第二十八条第二項にあつては同条第四項後段において準用する場合を含む。)、第二十九条第

第七章 雑則

(公害医療機関に対する報告の徴収等)
第百三十九条 (略)

2 第百二条第二項の規定は前項の規定による質問及び検査について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について準用する。

3 (略)

(診療を行なつた者等に対する報告の徴収等)

第百四十条 (略)

2 第百二条第二項の規定は前項の規定による質問について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について準用する。

(ばい煙発生施設等設置者等に対する報告の徴収等)

第百四十一条 (略)

2 第百二条第二項の規定は前項の規定による検査について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について準用する。

(事務の区分)

第百四十三条の二 第四条第一項、第二項、第四項及び第六項、第五条第一項、第七条第二項(第八条第三項及び第八条の二第三項において準用する場合を含む。)、第八条第二項、第八条の二第二項、第九条、第十一条第二項、第十五条第一項、第十九条第一項、第二十条、第二十一条第二項、第二十四条第一項及び第二項、第二十五条第一項、第二十八条第一項から第四項まで及び第七項(第三十九条第三項において準用する場合を含む。、第二十八条第二項にあつては同条第四項後段において準用する場合を含む。)、第二十九条第

一項並びに同条第二項及び第四項（第三十五条第二項及び第四十一条第二項において準用する場合を含む。）、第三十五条第一項及び第三項、第三十九条第一項、第四十条第一項、第四十一条第一項、第四十二条、第四十三条、第四十六条、第三百三十六條から第三百三十八条まで、第三百三十九条第一項及び第四項並びに第四百零一条第一項の規定により都道府県又は第四条第三項の政令で定める市が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第八章 罰則

第四百四十六条 次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

- 一 第六十条の二（第六十六条において準用する場合を含む。）の規定により文書その他の物件の提出を求められて、これに従わず、又は虚偽の記載をした文書を提出した者
- 二 第三百三十六条の規定により報告又は文書その他の物件の提出を求められて、これに従わず、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の記載をした文書を提出した者
- 三 第四百零一条第一項の規定により報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提示を求められて、これに従わず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者

第四百四十七条 第四百四十一条第一項の規定により報告を求められて、これに従わず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、十万円以下の罰金に処する。

一項並びに同条第二項及び第四項（第三十五条第二項及び第四十一条第二項において準用する場合を含む。）、第三十五条第一項及び第三項、第三十九条第一項、第四十条第一項、第四十一条第一項、第四十二条、第四十三条、第四十六条、第三百三十六條から第三百三十八条まで、第三百三十九条第一項及び第三項並びに第四百零一条第一項の規定により都道府県又は第四条第三項の政令で定める市が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第八章 罰則

第四百四十六条 次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

- 一 第九十一条の規定により文書その他の物件の提出を求められて、これに従わず、又は虚偽の記載をした文書を提出した者
- 二 第三百三十六条の規定により報告又は文書その他の物件の提出を求められて、これに従わず、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の記載をした文書を提出した者
- 三 第四百零一条第一項の規定により報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提示を求められて、これに従わず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者

第四百四十七条 第四百零一条第一項の規定により報告を求められて、これに従わず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした協会又は受託者の役員又は職員は、十万円以下の罰金に処する。

2| 第四百四十一条第一項の規定により報告を求められて、これに従わず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、

第四百四十八条 削除

第四百四十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第四百四十六条第二号若しくは第三号又は第四百四十七条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の刑を科する。

第五十条条 第五十七条第六項（第六十六条において準用する場合を含む。）の規定により環境大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかったときは、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

附則

妨げ、若しくは忌避した者は、十万円以下の罰金に処する。

第四百四十八条 第七十二条の規定に違反した者は、十万円以下の罰金に処する。

第四百四十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第四百四十六条第一号若しくは第三号、第四百四十七条第二項又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の刑を科する。

第五十条条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした協会の役員は、十万円以下の過料に処する。

- 一 この法律の規定により環境大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。
- 二 第七十一条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。
- 三 第八十八条に規定する業務以外の業務を行つたとき。
- 四 第九十八条の規定に違反して業務上の余剰金を運用し、又は第九十八条の二第三項において準用する第九十八条の規定に違反して基金を運用したとき。
- 五 第一百一条第二項の規定による環境大臣の命令に違反したとき。

附則

（最初に徴収する汚染負荷量賦課金に関する特例）

第二条 この法律の施行後最初に徴収する汚染負荷量賦課金に関する第五十二条第一項及び第五十五条第一項の規定の適用については、第五十二条第一項に規定する年度は、同項の規定にかかわらず、この法律の施行の日に始まるものとする。

(協会の設立)

第三条 環境庁長官及び通商産業大臣は、協会の会長又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された会長又は監事となるべき者は、協会の成立の時において、この法律の規定により、それぞれ会長又は監事に任命されたものとする。

第四条 環境庁長官及び通商産業大臣は、設立委員を命じて、協会の設立に関する事務を処理させる。

2 設立委員は、協会の設立の準備を完了したときは、その旨を環境庁長官及び通商産業大臣に届け出るとともに、その事務を前条第一項の規定により指名された会長となるべき者に引き継がなければならない。

第五条 附則第三条第一項の規定により指名された会長となるべき者は、前条第二項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

2 協会は、設立の登記をすることによつて成立する。

(協会の設立に伴う経過措置)

第六条 第五章の規定の施行の際現に公害健康被害補償協会という名称を使用している者については、第七十二条の規定は、同章の規定の施行後六月間は、適用しない。

第七条 協会の最初の事業年度は、第九十二条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、昭和五十年三月三十一日に終わるものとする。

第八条 協会の最初の事業年度の予算、事業計画及び資金計画については、第九十三条中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「協会の成立後遅滞なく」とする。

（最初に任命される公害健康被害補償不服審査会の委員に関する特例）

第九条 この法律の施行後最初に任命される公害健康被害補償不服審査会の委員の任命について、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、第百十三条第二項及び第三項の規定の例による。

2 この法律の施行後最初に任命される公害健康被害補償不服審査会の委員の任期は、第百十四条第一項本文の規定にかかわらず、内閣総理大臣の指定するところにより、二人は一年、二人は二年、二人は三年とする。

第十条（略）

第十一条（略）

第十二条 この法律の施行の際現に旧法第三条第一項の認定の申請をしている者に対しては、従前の例によりその認定をすることができる。この場合においては、その認定を受けた者は、政令で定めるところにより、この法律による認定を受けた者とみなす。

第二条（略）

第三条（略）

第四条 この法律の施行の際現に旧法第三条第一項の認定の申請をしている者に対しては、従前の例によりその認定をすることができる。ただし、旧法第十三条から第十五条まで、第十八条及び第十九条の規定は、適用しない。

2 前項の認定を受けた者は、政令で定めるところにより、この法律による認定を受けた者とみなす。

3 政府は、予算の範囲内において、第一項の規定により従前の例によりその認定をすることができるものとされている者の認定に關し旧法第十条の規定により都道府県が支弁する費用及び旧法第十二条の規定により都道府県が補助する費用に充てるため、当該都道府県に対し、交付金を交付するものとする。

第五条 (略)

第六条 旧法第三条第一項の認定を受けた者及び附則第四条第一項の規定により旧法第三条第一項の規定の例による認定を受けた者についてこの法律の施行前の医療又は介護に係る費用の支給に関しては、なお従前の例による。

第七条 (略)

2 前項においてなお従前の例によることとされる旧法第二十九条に基づき政令の規定により旧法第二十四条の規定による返還金の一部に相当する金額の納付を受けた機構は、その額の金銭を、旧法第十六条第一項に規定する法人が存続する限りその法人に引き継ぐものとする。

第八条 (略)

第十三条 (略)

第十四条 前条に規定する者に対して交付された旧法第三条第三項の公害医療手帳は、次項の規定により第四条第四項の公害医療手帳が交付されるまでの間に限り、同項の公害医療手帳とみなす。

2 都道府県知事は、この法律の施行後すみやかに、前条に規定する者に対し、第四条第四項の公害医療手帳を交付しなければならない。⁹

第十五条 旧法第三条第一項の認定を受けた者及び附則第十二条の規定により旧法第三条第一項の規定の例による認定を受けた者についてこの法律の施行前の医療又は介護に係る費用の支給に関しては、なお従前の例による。

第十六条 旧法第三条第一項の認定を受けた者が旧法第六条第一項に規定する保険医療機関等又は生活保護指定医療機関で医療を受けた場合における当該保険医療機関等又は生活保護指定医療機関に対する医療費の支払については、なお従前の例による。

第十七条 (略)

2 前項においてなお従前の例によることとされる旧法第二十九条に基づき政令の規定により旧法第二十四条の規定による返還金の一部に相当する金額の納付を受けた環境事業団は、その額の金銭を、旧法第十六条第一項に規定する法人が存続する限りその法人に引き継ぐものとする。

第十八条 (略)

第十九条 第二条第一項から第三項までの規定に基づき、旧法の規定

(昭和四十九年度から平成十九年度までの間における交付金)

第九条 昭和四十九年度から平成十九年度までの間においては、政府は、機構に対し、各年度ごとに、第一種地域に係る指定疾病に関する第四十七条第一号に掲げる費用及び第一種地域に係る指定疾病による被害に關して行う公害保健福祉事業に要する費用に充てるための機構の納付金のうち大気の汚染の原因である物質を排出する自動車に係る分として当該年度において必要であると見込まれる金額に相当する当該年度の自動車重量税の収入見込額の一部に相当する金額を交付する。

2 (略)

(抛出金の事業費への充当)

第十条 機構は、独立行政法人環境再生保全機構法(平成十五年法律第一号。以下「機構法」という。)第十四条第一項の規定にかかわらず、当分の間、環境大臣の認可を受けて、同項に規定する大気汚染物質排出施設設置者等から抛出される抛出金の一部を第六十八条に規定する業務に要する費用に充てることができる。

2 (略)

(機構に対する財政上の措置)

第十一条 政府は、機構が機構法第十四条第一項の公害健康被害予防基金の運用により生ずる収益によつて第六十八条に規定する業務に必要な経費の財源を確保することができるまでの間、機構に対し、公害健康被害予防基金に関する財政上の措置を講ずることができる。

により定められた指定地域及び当該指定地域に係る疾病を第二条第一項の第一種地域又は同条第二項の第二種地域及び当該地域に係る疾病として定める政令の立案をしようとするときは、同条第四項の規定は、適用しない。

(昭和四十九年度から平成十九年度までの間における交付金)

第十九条の二 昭和四十九年度から平成十九年度までの間においては、政府は、協会に対し、各年度ごとに、第一種地域に係る指定疾病に関する第四十七条第一号に掲げる費用及び第一種地域に係る指定疾病による被害に關して行う公害保健福祉事業に要する費用に充てるための協会の納付金のうち大気の汚染の原因である物質を排出する自動車に係る分として当該年度において必要であると見込まれる金額に相当する当該年度の自動車重量税の収入見込額の一部に相当する金額を交付する。

2 (略)

(抛出金の事業費への充当)

第十九条の三 協会は、第九十八条の二第一項の規定にかかわらず、当分の間、環境大臣の認可を受けて、同項に規定する者から抛出される抛出金の一部を第八十八条第四号及び第五号に掲げる業務(これらに附帯する業務を含む。)に要する費用に充てることができる。

2 (略)

(協会に対する財政上の措置)

第十九条の四 政府は、協会が第九十八条の二第一項の基金の運用により生ずる収益によつて第八十八条第四号及び第五号に掲げる業務(これらに附帯する業務を含む。)に必要な経費の財源を確保することができるまでの間、協会に対し、基金に関する財政上の措置を講ずることができる。

(公害対策基本法の一部改正)

第二十条 公害対策基本法(昭和四十二年法律第百三十二号)の一部を次のように改正する。

第二十八条第一項中「八十人以内」を「九十人以内」に改め、同条第二項中「公害の防止」を「公害対策」に改める。

(下水道法の一部改正)

第二十一条 下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

第十一条の二に次の一項を加える。

2 継続して下水を排除して公共下水道を使用しようとする水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第百三十八号)第二条第二項に規定する特定施設の設置者(以下「特定施設設置者」という。)は、前項の規定により届出をする場合を除き、建設省令で定めるところにより、あらかじめ、使用開始の時期を公共下水道管理者に届け出なければならない。

第十二条の二中「定めるもの」の下に「及び継続して下水を排除して公共下水道を使用する特定施設設置者」を加える。

第十八条の次に次の一条を加える。

(汚濁原因者負担金)

第十八条の二 公共下水道管理者は、公害健康被害補償法(昭和四十八年法律第百十一号)第六十二条第一項の規定により特定賦課金を徴収された場合においては、政令で定めるところにより、当該特定賦課金に係る同法第六条に規定する指定疾病に影響を与える水質の汚濁の原因である物質を当該公共下水道に排除した特定施設設置者(過去の特定施設設置者を含む。)に当該特定賦課金の納付に要する費用の全部又は一部を負担させることができる。

第二十五条の十中「第八条」の下に、「第十一条の二、第十二条から第十三条まで」を加え、「第十八条」を「第十八条の二」に、

「これらの規定」を「第七条、第八条、第十一条の二、第十二条の二、第十五条から第十八条まで、第二十一条から第二十三条まで及び第二十五条」に改め、「流域下水道」との下に「、第十一条の二、第十二条第一項、第十三条第一項」を、「流域下水道管理者」との下に「、第十二条中「公共下水道」とあるのは「流域下水道」と、同条中「公共下水道若しくは流域下水道」、「公共下水道からの放流水又は流域下水道」又は「公共下水道からの放流水若しくは流域下水道」とあり、第十三条第一項中「公共下水道若しくは流域下水道」又は「公共下水道からの放流水若しくは流域下水道」とあるのは「流域下水道」と、同項中「排水区域内の他人の土地又は建築物に立ち入り、排水設備」とあるのは「他人の土地又は建築物に立ち入り、流域下水道に接続する排水施設又は」と、第十八条の二中「公共下水道」とあるのは「流域下水道又は当該流域下水道に係る流域関連公共下水道」とを加える。

第三十九条の二中「公共下水道管理者」の下に「又は流域下水道管理者」を、「公共下水道」の下に「又は流域下水道」を、「使用する者」の下に「で政令で定めるもの及び継続して下水を排除して公共下水道又は流域下水道を使用する特定施設設置者」を加える。

第四十九条第一号中「第十一条の二」、同条第二号中「第十二条の二」及び同条第三号中「第十三条第一項」の下に「（第二十五条の十において準用する場合を含む。）」を加える。

（下水道法の一部改正に伴う経過措置）

第二十二條 この法律の施行の際現に継続して下水を排除して公共下水道又は流域下水道を使用している水質汚濁防止法第二條第二項に規定する特定施設の設置者（前條の規定による改正前の下水道法第十一條の二の規定により届出をした者及び届出をしなければならぬ者に該当する者を除く。）は、この法律の施行の日から起算して三十日以内に、その旨を公共下水道管理者又は流域下水道管理者に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をしなければならぬ者については、前条の規定による改正後の下水道法第十二条の二の規定は、この法律の施行の日から起算して三十日間は、適用しない。

3 第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、五万円以下の罰金に処する。

(地方自治法の一部改正)

第二十三条 地方自治法の一部を次のように改正する。

附則第六条の五第三号中「第十八条を」を「第十八条及び第十八条の二を」に改め、「損傷負担金」の下に、「汚濁原因者負担金」を加える。

(特別職の職員の給与に関する法律の一部改正)

第二十四条 特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第一条第十二号の二の次に次の一号を加える。

十二の二の二 公害健康被害補償不服審査会の常勤の委員

第一条第十八号の二の次に次の一号を加える。

十八の二の二 公害健康被害補償不服審査会の非常勤の委員

別表第一官職名の欄中「労働保険審査会委員」を「労働保険審査会委員
公害健康被害

補償不服審査会の常勤の委員」に改める。

(地方税法の一部改正)

第二十五条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第六号中「繊維工業構造改善事業協会」の下に、「公害健康被害補償協会」を加える。

(所得税法の一部改正)

第二十六条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中公営企業金融公庫の項の次に次のように加える。

公害健康被害補償協会	公害健康被害補償法(昭和四十八年法律
------------	--------------------

第百十一号)

(法人税法の一部改正)

第二十七条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第二第一号の表中高压ガス保安協会の項の次に次のように加える。

公害健康被害補償協会	公害健康被害補償法(昭和四十八年法律
------------	--------------------

第百十一号)

(社会保険診療報酬支払基金法の一部改正)

第二十八条 社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

第十三条第二項中「結核予防法」を「又は結核予防法」に改め、「又は公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法(昭和四十四年法律第九十号)第六条第四項」及び「又は公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法第六条第五項」を削る。

(社会保険診療報酬支払基金法の一部改正に伴う経過措置)

第二十九条 この法律の施行前に行なわれた旧法第四条第一項各号の医療に係る旧法第六条第一項に規定する保険医療機関等又は生活保護指定医療機関に対する医療費の支払に関しては、前条の規定によ

る改正後の社会保険診療報酬支払基金法第十三条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(通商産業省設置法の一部改正)

第三十条 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第九条の二第六号の次に次の一号を加える。

六の二 公害健康被害補償法(昭和四十八年法律第百十一号)の施行に関する事務で通商産業省の所掌に属するものを処理すること。

(環境庁設置法の一部改正)

第三十一条 環境庁設置法(昭和四十六年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第四条中第二十六号を第二十六号の二とし、第二十五号の次に次の一号を加える。

二十六 公害健康被害補償法(昭和四十八年法律第百十一号)の施行に関する事務を処理すること。

第三十二条 環境庁設置法の一部を次のように改正する。

第四条第二十六号の二を削る。

第五条第三項中「並びに国立公害研究所及び公害研修所に関する事務」を、「国立公害研究所及び公害研修所に関する事務並びに公害健康被害補償不服審査会の庶務に関する事務」に改める。

第八条中「公害研修所」を「公害研修所
公害健康被害補償不服審査会」に改

める。

第十条の次に次の一条を加える。

(公害健康被害補償不服審査会)

第十条の二 公害健康被害補償不服審査会については、公害健康被害補償法の定めるところによる。

改 正 案	現 行
<p>（維持管理積立金） 第八条の五（略）</p> <p>2 維持管理積立金の積立ては、環境省令で定めるところにより、<u>独立行政法人環境再生保全機構（以下「機構」という。）</u>にしなければならない。</p> <p>3 維持管理積立金は、<u>機構</u>が管理する。</p> <p>4 （略）</p> <p>5 <u>機構</u>は、環境省令で定めるところにより、維持管理積立金に利息を付さなければならない。</p>	<p>（維持管理積立金） 第八条の五（略）</p> <p>2 維持管理積立金の積立ては、環境省令で定めるところにより、<u>環境事業団</u>にしなければならない。</p> <p>3 維持管理積立金は、<u>環境事業団</u>が管理する。</p> <p>4 （略）</p> <p>5 <u>環境事業団</u>は、環境省令で定めるところにより、維持管理積立金に利息を付さなければならない。</p> <p>（環境事業団の業務の特例） 第八条の六 環境事業団は、環境事業団法（昭和四十年法律第九十五号。次項において「事業団法」という。）第十八条に規定する業務のほか、この法律の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。</p> <p>一 前条第三項（第十五条の二の三において準用する場合を含む。）の規定による維持管理積立金の管理を行うこと。</p> <p>二 前号の業務に附帯する業務を行うこと。</p> <p>2 前項の規定により環境事業団の業務が行われる場合には、事業団法第十八条第一項第四号中「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号）」とあるのは「<u>廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号。以下「廃棄物処理法」という。）</u>」と、「<u>同法</u>」とあるのは「<u>廃棄物処理法</u>」と、同項第六号中「<u>廃棄物の処理及び清掃に関する法律</u>」とあるのは「<u>廃棄物処理法</u>」と、事業団法第二十五条第一項中「<u>整理しなければならない</u>」とあるのは「<u>整理し、廃棄物処理法</u>第八条の六第一項に規定する業務に係る経理については、その他の経理と区分して整</p>

理しなればならない」と、事業団法第四十条第二項、第四十一条第一項及び第四十四条第一項中「この法律」とあるのは「この法律及び廃棄物処理法」と、同項第三号中「もの」とあるのは「もの並びに廃棄物処理法第八条の六第一項に規定する業務」と、事業団法第四十七条第三号中「第十八条」とあるのは「第十八条及び廃棄物処理法第八条の六第一項」とする。

改 正 案	現 行
<p>目次 （略） 第四章 雑則（第十五条 第二十一条） （略） （定義） 第二条 （略）</p> <p>3 この法律において「施行者」とは、国が公害防止事業を実施する 場合にあつては国の行政機関又は地方公共団体の長、地方公共団 体が公害防止事業を実施する場合にあつては当該地方公共団体の長を いう。</p> <p>第十八条 （略）</p>	<p>目次 （略） 第四章 雑則（第十五条 第二十二条） （略） （定義） 第二条 （略）</p> <p>3 前項第一号の施設の設置には、環境事業団が環境事業団法（昭和 四十年法律第九十五号）第十八条第一項第二号の規定に基づき設置 する施設の譲受けを含むものとする。</p> <p>4 この法律において「施行者」とは、国が公害防止事業を実施する 場合にあつては国の行政機関又は地方公共団体の長、地方公共団 体が公害防止事業を実施する場合にあつては当該地方公共団体の長を いう。</p> <p>（環境事業団が設置する施設の譲受けの事業に関する特例） 第十八条 地方公共団体が実施する公害防止事業のうち、環境事業団 が環境事業団法第十八条第一項第二号の規定に基づき設置する施設 の譲受けの事業で、あらかじめ当該地方公共団体が当該施設を譲り 受ける契約を環境事業団と締結しているものについては、当該地方 公共団体は、当該契約を締結した後は、第六条第一項の費用負担計 画を定めることができるものとし、当該施設の譲受けに要する費用 に代えて、環境事業団が行う当該施設の設置に要する費用を当該公 害防止事業に要する費用とするものとする。</p> <p>第十九条 （略）</p>

第十九条 (略)

第二十条 (略)

第二十一条 (略)

第二十条 (略)

第二十一条 (略)

第二十二条 (略)

五 公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第七十号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（港務局についてのこの法律の適用） 第六条 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第四条第一項の規定による港務局は、この法律の適用については、地方公共団体とみなす。</p>	<p>（環境事業団等についてのこの法律の適用） 第六条 環境事業団が政府の補助を受けて環境事業団法（昭和四十年法律第九十五号）第十八条第一項第二号の規定に基づき公害防止計画において定められた第二条第三項第二号に掲げる事業を行う場合における当該事業に係る経費に対する政府の補助は、同号に掲げる事業に係る経費に対する国の負担割合の例により算定するものとする。 2 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第四条第一項の規定による港務局は、この法律の適用については、地方公共団体とみなす。</p>

六 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係）	別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係）	法律	法律
（略）	（略）	（略）	（略）
<p>公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第一百一号）</p> <p>第四条第一項、第二項、第四項及び第六項、第五条第一項、第七条第二項（第八条第三項及び第八条の二第三項において準用する場合を含む。）、第八条第二項、第八条の二第二項、第九条、第十条第二項、第十五条第一項、第十九条第一項、第二十条、第二十一条第二項、第二十四条第一項及び第二項、第二十五条第一項、第二十八条第一項から第四項まで及び第七項（第三十九条第三項において準用する場合を含む。）、第二十八条第二項にあつては同条第四項後段において準用する場合を含む。）、第二十九条第一項並びに同条第二項及び第四項（第三十五条第二項及び第四十一条第二項において準用する場合を含む。）、第三十五条第一項及び第三項、第三十九条第一項、第四十条第一項、第四十一条第一項、第四十二条、第四十三条、第四十六条、第三百三十六から第三百三十八条まで、第三百三十九条第一項及び第四項並びに第四百十条第一項の規定により都道府県又は第四条第三項の政令で定める市が処理することとされている事務</p>	<p>公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第一百一号）</p> <p>第四条第一項、第二項、第四項及び第六項、第五条第一項、第七条第二項（第八条第三項及び第八条の二第三項において準用する場合を含む。）、第八条第二項、第八条の二第二項、第九条、第十条第二項、第十五条第一項、第十九条第一項、第二十条、第二十一条第二項、第二十四条第一項及び第二項、第二十五条第一項、第二十八条第一項から第四項まで及び第七項（第三十九条第三項において準用する場合を含む。）、第二十八条第二項にあつては同条第四項後段において準用する場合を含む。）、第二十九条第一項並びに同条第二項及び第四項（第三十五条第二項及び第四十一条第二項において準用する場合を含む。）、第三十五条第一項及び第三項、第三十九条第一項、第四十条第一項、第四十一条第一項、第四十二条、第四十三条、第四十六条、第三百三十六から第三百三十八条まで、第三百三十九条第一項及び第三項並びに第四百十条第一項の規定により都道府県又は第四条第三項の政令で定める市が処理することとされている事務</p>	（略）	（略）

改 正 案	現 行
<p>（退職手当の財源に充てるための地方債等） 第二十四条</p> <p>2 地方公共団体は、当分の間、国（国の地方行政機関及び裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）第二条に規定する下級裁判所を含む。以下同じ。））、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第一条第一項に規定する独立行政法人であつて当該独立行政法人に対する国の出資の状況及び関与、当該独立行政法人の業務の内容その他の事情を勘案してこの項の規定を適用することが適当であるものとして政令で定めるものに限る。以下同じ。））又は日本郵政公社、都市基盤整備公団、地域振興整備公団、日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団、本州四国連絡橋公団、新東京国際空港公団、年金資金運用基金、日本原子力研究所、核燃料サイクル開発機構、国民生活金融公庫、住宅金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、公営企業金融公庫若しくは沖縄振興開発金融公庫（以下「公社等」という。））に対し、寄附金、法律又は政令の規定に基づかない負担金その他これらに類するもの（これに相当する物品等を含む。以下「寄附金等」という。）を支出してはならない。ただし、地方公共団体がその施設を国、独立行政法人又は公社等に移管しようとする場合その他やむを得ないと認められる政令で定める場合における国、独立行政法人又は公社等と当該地方公共団体との協議に基づいて支出する寄附金等、あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得たものについては、この限りでない。</p>	<p>（退職手当の財源に充てるための地方債等） 第二十四条</p> <p>2 地方公共団体は、当分の間、国（国の地方行政機関及び裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）第二条に規定する下級裁判所を含む。以下同じ。））、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第一条第一項に規定する独立行政法人であつて当該独立行政法人に対する国の出資の状況及び関与、当該独立行政法人の業務の内容その他の事情を勘案してこの項の規定を適用することが適当であるものとして政令で定めるものに限る。以下同じ。））又は日本郵政公社、都市基盤整備公団、地域振興整備公団、日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団、本州四国連絡橋公団、新東京国際空港公団、年金資金運用基金、日本原子力研究所、核燃料サイクル開発機構、環境事業団、国民生活金融公庫、住宅金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、公営企業金融公庫若しくは沖縄振興開発金融公庫（以下「公社等」という。））に対し、寄附金、法律又は政令の規定に基づかない負担金その他これらに類するもの（これに相当する物品等を含む。以下「寄附金等」という。）を支出してはならない。ただし、地方公共団体がその施設を国、独立行政法人又は公社等に移管しようとする場合その他やむを得ないと認められる政令で定める場合における国、独立行政法人又は公社等と当該地方公共団体との協議に基づいて支出する寄附金等で、あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得たものについては、この限りでない。</p>

八 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
厚生年金基金	厚生年金保険法	公営企業金融公庫	公営企業金融公庫
（略）	（略）	（略）	（略）
企業年金基金	確定給付企業年金法	環境事業団	環境事業団法（昭和四十年法律第九十五号）
（略）	（略）	企業年金基金	確定給付企業年金法
生活衛生同業組合（組合員に出資をさせないものに限る。）	生活衛生同業組合（組合員に出資をさせないものに限る。）	生活衛生同業組合（組合員に出資をさせないものに限る。）	生活衛生同業組合（組合員に出資をさせないものに限る。）
生活衛生同業組合（組合員に出資をさせないものに限る。）	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和三十二年法律第六十四号）	生活衛生同業組合（組合員に出資をさせないものに限る。）	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和三十二年法律第六十四号）
名称	根拠法	名称	根拠法
（略）	（略）	（略）	（略）
別表第一 公共法人等の表（第四条、第十一条関係） 一次の表に掲げる法人		別表第一 公共法人等の表（第四条、第十一条関係） 一次の表に掲げる法人	

(略)	厚生年金基金連 合会
(略)	

(略)	厚生年金基金連 合会	厚生年金基金	公害健康被害補 償予防協会
(略)		厚生年金保険法	公害健康被害の補償等に関する法律(昭和四十八 年法律第百一十一号)

九 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案		現行	
<p>別表第一 公共法人の表（第二条関係） 一次の表に掲げる法人</p>		<p>別表第一 公共法人の表（第二条関係） 一次の表に掲げる法人</p>	
名称	根拠法	名称	根拠法
(略)	(略)	(略)	(略)
広域臨海環境整	広域臨海環境整備センター法（昭和五十六年法律	広域臨海環境整	広域臨海環境整備センター法（昭和五十六年法律
<p>別表第二 公益法人等の表（第二条、第三条関係） 一次の表に掲げる法人</p>		<p>別表第二 公益法人等の表（第二条、第三条関係） 一次の表に掲げる法人</p>	
名称	根拠法	名称	根拠法
(略)	(略)	(略)	(略)
公営企業金融公庫	公営企業金融公庫法（昭和三十二年法律第八十三号）	公営企業金融公庫	公営企業金融公庫法（昭和三十二年法律第八十三号）
沖縄振興開発金融公庫	沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）	沖縄振興開発金融公庫	沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）
環境事業団	環境事業団法（昭和四十年法律第九十五号）	環境事業団	環境事業団法（昭和四十年法律第九十五号）
(略)	(略)	(略)	(略)

(略)	厚生年金基金連 合会	厚生年金基金 厚生年金保険法	備センター 第七十六号)
	(略)	(略)	

(略)	厚生年金基金連 合会	厚生年金基金 厚生年金保険法	公害健康被害補 償予防協会 公害健康被害の補償等に関する法律(昭和四十八 年法律第百一十一号)	備センター 第七十六号)
	(略)	(略)	(略)	

十 印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
別表第二 非課税法人の表（第五条関係）			
名 称	根 拠 法	名 称	根 拠 法
(略)	(略)	(略)	(略)
沖縄振興開発金融公庫	沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）	沖縄振興開発金融公庫	沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）
漁業信用基金協会	中小漁業融資保証法（昭和二十七年法律第三百四十六号）	環境事業団 漁業信用基金協会	環境事業団法（昭和四十年法律第九十五号） 中小漁業融資保証法（昭和二十七年法律第三百四十六号）
(略)	(略)	(略)	(略)

十一 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
別表第二 非課税法人の表（第四条、第五条関係）			
名 称	根 拠 法	名 称	根 拠 法
(略)	(略)	(略)	(略)
沖縄振興開発金融公庫	沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）	沖縄振興開発金融公庫	沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）
公営企業金融公庫	公営企業金融公庫法（昭和三十二年法律第八十三号）	公営企業金融公庫	公営企業金融公庫法（昭和三十二年法律第八十三号）
環境事業団	環境事業団法（昭和四十年法律第九十五号）	環境事業団	環境事業団法（昭和四十年法律第九十五号）
(略)	(略)	(略)	(略)

改 正 案		現 行	
別表第三（第三条、第六十条関係） 一 次の表に掲げる法人	別表第三（第三条、第六十条関係） 一 次の表に掲げる法人	生活衛生同業組合（組合員に出資をさせないものに限る。）	生活衛生同業組合（組合員に出資をさせないものに限る。）
生活衛生同業組合連合会（会員に出資をさせないものに限る。）	生活衛生同業組合連合会（会員に出資をさせないものに限る。）	生活衛生同業組合連合会（会員に出資をさせないものに限る。）	生活衛生同業組合連合会（会員に出資をさせないものに限る。）
（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
企業年金基金	確定給付企業年金法（平成十三年法律第五号）	環境事業団	環境事業団法（昭和四十年法律第九十五号）
（略）	（略）	企業年金基金	確定給付企業年金法（平成十三年法律第五号）
（略）	（略）	（略）	（略）
公営企業金融公庫	公営企業金融公庫法（昭和三十一年法律第八十三号）	公営企業金融公庫	公営企業金融公庫法（昭和三十一年法律第八十三号）
厚生年金基金	厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五号）		

	(略)	厚生年金基金連 合会
	(略)	

(略)	厚生年金基金連 合会	厚生年金基金	公害健康被害補 償予防協会
		厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)	公害健康被害の補償等に関する法律

